

議案第70号

葛飾区区有通路条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

区有通路の区域を立体的に定めることができる規定を設ける必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区有通路条例の一部を改正する条例

葛飾区区有通路条例（昭和52年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「名称、位置その他」を「路線名、起点、終点その他の」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(立体的区域の決定)

第3条の2 区長は、区有通路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により決定し、又は第5条第1項の規定により変更する区有通路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

2 区長は、区有通路を立体的区域とするときは、当該立体的区域とする区間その他の必要な事項を告示しなければならない。

第6条第3項中「昭和47年4月葛飾区条例第24号」を「昭和47年葛飾区条例第24号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。